

## 長野県民向け長野県ふっこう割事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、長野県の観光需要の早期回復を目的として、国が交付する「令和元年台風第15号及び第19号観光支援事業費補助金」を活用し、長野県内在住者（在留外国人を含む。以下「県内在住者」という。）を対象とした旅行商品代金・宿泊料金の割引販売を行う旅行会社等に対し支援を実施するために、令和元年台風第15号及び第19号観光支援事業費補助金交付要綱（令和元年11月8日付け観参第741号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (事務取扱者)

第2条 長野県から委託を受けた「長野県ふっこう割事業事務局」（以下、「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

### (事業内容)

第3条 長野県民向け長野県ふっこう割事業（以下「ふっこう割事業」という。）は、旅行商品代金・宿泊料金の低廉化事業とする。

### (対象事業者)

第4条 支援金の交付の対象となる者（以下、「対象事業者」という。）は、事務局との間に生じるすべての手続きにおいて日本語で対応することができ、対象事業者の指定後に速やかに事業実施が可能な者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。なお、同一会社については取りまとめて申請することとする。

- (1) 旅行業法第3条に規定する登録を受けた事業者（以下、「旅行会社」という。）であり、長野県内に営業所を有し、長野県内の宿泊販売において相応の実績を持つと認められる者
- (2) その他、長野県が適当と認める者

### (支援金対象経費)

第5条 交付対象経費は、県内在住者が長野県内に1泊以上する旅行商品代金又は長野県内における宿泊料金が割り引かれるものであること。

- 2 対象事業者は、ふっこう割事業の対象となる商品の販売に際しては、ふっこう割事業であることを明らかにするため、本来の価格又は割引後の販売価格と併せ、割引金額となる支援金額を消費者が明確に認知できるようにすること。
- 3 第1項に定める対象経費の中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象から除くものとする。
  - (1) 国、長野県が事業参加者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの
  - (2) 国、長野県が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの
  - (3) 旅行催行の実現性が低いと判断されるもの
  - (4) その他、長野県及び事務局が不適当と認めるもの
- 4 対象事業者は、ふっこう割事業の対象となる商品の販売に際して、旅行者が長野県民であることの確認を行うこと。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した販売手法に留意すること。

### (支援金の額)

第6条 支援金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊・旅行代金が1人泊当たり10,000円以上の場合1人泊当たり5,000円
- (2) 宿泊・旅行代金が1人泊当たり6,000円以上10,000円未満の場合1人泊当たり3,000円

2 一人1回の旅行当たりの上限額は15,000円とする。

(支援金交付対象期間)

第7条 ふっこう割事業の対象となる期間は、令和2年5月26日以降かつ第9条の規定による指定を受けた日以降に予約又は販売されたもののうち、令和2年6月1日(チェックイン)以降の宿泊分から令和2年6月17日(チェックアウト)までの宿泊分とする。

(対象事業者指定申請)

第8条 対象事業者となろうとする者は、次の書類を別に定める日までに事務局へ提出するものとする。

区分	申請書類
旅行会社	・対象事業者指定申請書(様式第1号) ・誓約書 ・利用宿泊施設リスト(様式第2号) ・営業所(販売箇所)報告リスト(様式第3号) ・長野県ふっこう割商品で展開する商品の具体的な内容等を示す資料(任意、適宜の用紙)
その他の者	別に定める

(対象事業者の指定の通知)

第9条 事務局は、対象事業者指定申請内容を審査の上、対象事業者指定の可否を決定し、長野県ふっこう割事業 支援金対象事業者指定決定通知書(様式第4号)により対象事業者に通知する。

2 申請書類を審査した結果、対象事業者の指定を行わない場合には、長野県ふっこう割事業 支援金対象事業者 不採択通知書(様式第4号の2)により通知する。

(取組の中止)

第10条 支援金対象事業者指定決定通知後に、次に掲げる事由により、事務局は対象事業者に対し取組の中止を通知することができる。

(1) 対象事業者の支援金消化総額が予算に達する場合

(2) 対象事業者が第14条の規定に反する等、本要綱の規定に違反した場合

2 事務局は、第1項の事由により対象事業者に中止を求める場合は、長野県ふっこう割事業中止通知書(様式第5号)により通知する。

(実績報告)

第11条 対象事業者は、当該事業の全てが完了したときは、長野県ふっこう割事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、6月22日までに事務局に提出することとする。

(1) 長野県ふっこう割事業実績書(様式第7号)

(2) 長野県ふっこう割実績内訳シート(様式第8号)

(3) 宿泊及び旅行実績が証明できる書類(宿泊証明書、旅行引受書又は申込書、旅行特別補償保険に関する書類等)

(4) その他事務局が必要と認めるもの

(支援金の請求)

第12条 対象事業者は、前条の実績報告書にあわせて長野県ふっこう割事業請求書(様式第9号)を提出することとする。

(支援金の支払等)

第13条 第12条の規定による支援金の請求があった場合、事務局は対象事業者の実施計画書と報告書を照合し、請求内容を確認のうえ、令和2年6月30日までに対象事業者に支援金を支払うものとする。

(支援金の交付条件)

第14条 支援金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本要綱の規定に従うこと。
- (2) 対象事業者は、支援事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておくこと。
- (3) 対象事業者は、支援事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (4) 旅行商品、宿泊商品の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売を禁止すること。
- (5) 支援金の交付の対象となる事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならないこと。
  - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して貸金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 対象事業者は、前号の（イ）から（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならないこと。

(状況報告及び調査)

第15条 長野県及び事務局は必要に応じて対象事業者から状況報告を求めることができ、またその報告に対して調査することができる。

(支援金の支払停止)

第16条 対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合、事務局は支援金の全部又は一部の支払を停止することができる。

(支援金の返還)

第17条 対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合、事務局は支払済みの支援金についてその返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた対象事業者は、事務局が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。

(不正利用の防止)

第18条 対象事業者は、不正利用の防止措置を講じなければならない。

(雑則)

第19条 この要綱に定めのない事項が発生した場合、県と事務局で協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和元年12月9日から施行する

附 則

この要綱は、令和2年5月19日から施行する。